

玉村町こうのとりのり助成事業のご案内

～不妊治療をされているご夫婦へ～

玉村町では、不妊治療をされているご夫婦の、医療費に対する助成を行っています。ぜひご利用ください。

1. 対象者

- 申請時に、玉村町に住民登録してから1年以上経過しているご夫婦
- 町税に滞納がないご夫婦

2. 対象となる医療費

- 4月1日～翌年3月31日(1年度)の間に受けた不妊治療の医療費
 - ※保険診療一部負担額及び保険適用外負担額を含みます。
 - ※文書料や入院時の食事代、差額ベッド代等は対象外です。

3. 助成内容

- 不妊治療に要した医療費の1/2(千円未満切捨て)、上限額10万円
- 1組のご夫婦に対して、1年度あたり1回、通算5年間
- ※群馬県の助成も受ける場合、県助成額と町助成額の合計が実際の医療費額を超えてしまうときは、医療費と県助成額の差額が町の助成額となります。

4. 申請窓口

玉村町保健センター(0270-64-7706)

5. 申請方法

○必要書類

①申請書

医療機関証明欄の記入には、医療機関によって費用がかかる場合があります。

ご夫婦分の申請をする場合は、医療機関でもお二人分の証明を受けてください。(患者氏名の証明を連名で受けてください。)

医療機関と保険薬局はそれぞれ別に証明を受けてください。

訂正がある場合は訂正印をお願いします。

②領収書(原本)、診療明細など診療内容や診療点数のわかるもの

③印鑑

④振込先の口座がわかるもの(通帳やカード等)のコピー

⑤同意書(群馬県の助成を受けた、又は受ける場合。すでに群馬県助成が決定されている場合は群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書もお持ちください。)

6. 申請期間

- 申請年度(4月1日～翌年3月31日)に受けた不妊治療は、原則としてその年度内(3月31日まで)に行ってください。(年度末が土日等、やむを得ない理由で申請期限を過ぎてしまう場合は、あらかじめ年度内に保健センターまでご連絡ください。)

- 同時に群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業も申請する場合は、先に県の申請をし、その後、町の申請をしてください。

その他、お問い合わせは・・・

玉村町保健センター

電話0270-64-7706

☆**確定申告をするときは・・・**

不妊治療に掛かった医療費は、所得税の確定申告の際に医療費控除の対象になります。しかし、このとり助成金や県の助成金は「保険金などで補填される金額」に当たりますので、医療費控除をする場合は忘れずに支払医療費から差し引いて計算してください。

☆**群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業**

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けたご夫婦に助成制度があります。保険適用前から実施している不妊症治療に関して、対象となる場合がございます。詳細は伊勢崎保健福祉事務所にお問い合わせください。
伊勢崎保健福祉事務所 伊勢崎市下植木町499 電話0270-25-5066

☆**不妊に関する専門的な相談は・・・**

群馬県不妊専門相談センターへ
内容:女性産婦人科医と保健師が面談による相談
電話:027-269-9966(問い合わせ・予約)
予約受付時間:毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時